

## 「研究ノート」

# フランス銀行と 県発券銀行に関する覚書

村 岡 ひとみ

## I. はじめに

「すべての道はパリに通じる」と喩えられるほど、フランスは中央集権制度の発達した典型的な国であり、1800年のナポレオン一世の治世以来、ほぼ全ての官職名・行政制度は変化していないとも言われている。この「パリによるフランスの支配」に改革を試みたのが、1981年5月に誕生したミッテラン政権であった。こうした行政制度にみられる中央集権化の経緯と比較すると、経済構造における中央集権化の展開は、むしろ対照的ともいえる、きわめて緩慢な進行をその特徴としている。このことはフランス資本主義発展のダイナミズムと深い関わりをもっているといえよう。この問題に関しては、例えば、フランス産業革命の起点及び終点を何処に定めるかといった資本主義確立の時期をめぐる論争<sup>(1)</sup>、或いは、産業革命の勃発そのものを否定する見解などで——フランソワ・キャロンは、「19世紀のフランスには産業革命が存在しなかったし、『離陸』も存在しなかった、なぜならば、発生した変化は、このような用語が指示していたような、いかなる急速さも突発性をもおびていなかったからである」<sup>(2)</sup>と述べ、19世紀フランスの緩慢な成長を主張している。——フランス資本主義発展のダイナミズムの欠陥が指摘されている。

だが、フランス資本主義が発展の緩慢性という面を持ちながらも、19世紀中葉に産業革命の最盛期を迎えたことも事実である。特に第二帝政

## 60 フランス銀行と県発券銀行に関する覚書

期は、世界的な鉄道建設ブームを背景に産業資本の強蓄積が展開された時代であった。鉄道建設に伴う建設資材（鉄・石炭）需要を梃子とした重工業部門の急速な発展がロレーヌ及び中部地方を中心としてみられ、また、ノルマンディー、ノール、アルサス地方では綿業を中心とした軽工業部門の発展がみられるというように、両部門が同時的に凝縮された形態で発展するという特異な産業革命を、この時代は経験したのであった。このようなフランス経済の発展は、必然的に豊富かつ安価な資本需要を生み、銀行設立気運の醸成へと帰結していったのである。

当時、フランスの銀行制度は、このような時代の趨勢に対応できる体制にはなかった。とりわけ、パリを中心に絶対的地位を占めていたのは、商業資本にその発生基盤をもち、金銀地金取引・国債取引に専ら従事していた国際的金融業者である高等銀行であった。また、中央銀行たるべきフランス銀行も、いまだその機能を果たしえず、単なる「パリの銀行」に留まっていた。換言すれば、フランスにおいては、一切の死蔵された貨幣準備の集中とそれの貨幣市場への投入によって高利貸資本からその独占を奪い、他方では、信用貨幣の創造によって貴金属そのものの独占を制限するという、産業資本の発展にとって必要な、いわゆる近代的銀行制度は未確立であったのである。かかる近代的銀行制度確立への道は決して平坦なものではなく、かなりの糾余曲折を経なければならなかつたが、それは保守の牙城であったフランス銀行に対する様々な挑戦という経過のなかで進行していくことになるのである。特に、独特の銀行構想をもって1852年に設立されたクレディ・モビリエの、フランス銀行に対する「衝撃」或いは「反撃」は決定的な意味をもち、クレディ・モビリエとの抗争の中でフランス銀行の名実ともに中央銀行としての地歩が確立していくのであった。

ともあれ、フランスにおける銀行制度の分析は、フランス産業資本固有の資本蓄積様式の解明にとって必要な、一つの階梯であるともいえよ

う。このような問題関心のもとに、本稿ではフランスの著名な経済史学者であるベルトラン・ジユの著書『19世紀におけるフランスの銀行』の紹介と検討を試みることによって、フランス特有の銀行制度のあり方を探ってみたい。その篇別構成は以下のとおりである。

### 序

#### 第一部 県発券銀行

第1章 ルアーブル銀行

第2章 リール銀行と北部の初期大銀行

第3章 リヨン銀行

第4章 マルセイユ銀行

第5章 ディジョン銀行

第6章 アルサスの信用問題とパリの金融業者

#### 第二部 大信用機関

第1章 サン・シモン主義と信用

第2章 クレディ・モビリエの設立とペレール兄弟の金融理論

第3章 ソシエテ・ジェネラールの設立

第4章 ソシエテ・ジェネラールの初期

但し、第二部で取り上げられている項目については、既に拙稿で検討を試みたものと重複するため<sup>(3)</sup>、本稿では、取り敢えず第一部のみの紹介と分析に限定し、19世紀前半における地方での銀行設立気運の経緯を検討してみることにする。

## Ⅱ. フランス銀行

イギリスにおいて、1694年設立をみたイングランド銀行は植民地制度、近代的な租税制度、保護制度そして国債制度という原始的資本蓄積諸制

度の中で、特に国債制度の一環としてその設立を規定することができる。イギランド銀行は、創設時、120万ポンドの資本金全額を政府に貸付け、その代償として出資者が株主となって銀行を組織し、銀行券の発行を含む銀行業務を営むことで出発した。かかる経緯から、同銀行がいわば「国家の銀行」として公信用を担うべく設立されたことが理解できる。その後、イギリス経済の発展、特に産業資本の抬頭に促進され、1826年、1833年の銀行条例を契機として同銀行は「国家の銀行」から「国民的銀行」へと性格転換を遂げていくのであった。同銀行が同行銀行券の「国民通貨」化=法貨→発券と預金との分化という経過を辿って中央銀行として自らを確立し、その結果、イギリスがいわば典型的な近代的銀行制度を世界に先駆けて獲得したのは19世紀中葉であった。このように、イギランド銀行が国家との結合を強化しつつ、イギリス産業資本の発展を促進していくのに対し、フランス銀行は、如何なる歴史的背景の中で、如何なる課題を与えられて登場したのであろうか。

フランス銀行の設立は、ナポレオン一世の「大陸制度」政策の一環として位置づけることができる。「大陸制度」政策とは、イギリスの海上制圧によるフランスの植民地貿易の減退及び海外植民地喪失によって打撃を受けたフランス初期産業資本の利害を反映したものと規定することができ、ナポレオン一世によって採用された一連の政策——イギリス製品に対する禁止的関税、大陸内貿易およびフランス産業に対する保護、イギリス商品の没収および焼却等——をいう<sup>(4)</sup>。「大陸制度」政策に凝縮されたナポレオン一世の産業政策は、広大な大陸市場の開放による商品販売市場の確保を梃子に、フランス産業資本の育成とその霸権の確立を意図するものであった。このような産業育成政策の重要な政策として信用・金融制度の整備が着手され、1800年フランス銀行が設立されたのであった。

従って、フランス銀行は、政府の銀行として、いわゆる国家財政の補

強措置として位置づけられるよりも、むしろ、先進資本主義国イギリスの強烈な側圧を受けつつ自らを確立せんとしていたフランス産業資本の保護・育成のために、安価な利率での手形割引による豊富な信用貨幣の供給をその主要な目的として設立されたものと規定することができる。この点は、ナポレオン一世の1810年5月15日付国庫長官モリアン宛書簡でも確認できる。——「貴下が銀行総裁及び理事に伝うべきことは、彼らがその会議場に、次の言葉を金文字で書かねばならぬということである。すなわち、フランス銀行の目的とは何ぞや？　フランスの全商社の信用を4%で割引くことにあり。」<sup>(5)</sup>ナポレオン一世は、フランス銀行の役割を市場利子率の引下げや貸付の促進におき、そのために全国的な支店網の完備による銀行券発行の中央集権体制を確立し、依って、産業資本に対する強力な梃子入れを行なおうとしたのであった。しかし、このような単一発券銀行構想ともいえるナポレオン一世のフランス銀行観に対し、国庫長官モリアンは、反対に複数発券銀行構想ともいえる考えをもっていた。彼は、フランス銀行の発行独占権をパリに限定し、更にフランス銀行支店もリヨンとルーアンにあれば十分と考え、他方、銀行券を必要とする他の都市は自ら銀行を設立し、その都市の商人に宛てて振り出された手形を割引く責任を負うべきとする<sup>(6)</sup>、地方での発券銀行設立とそれら諸地方銀行に対するフランス銀行の信用開設という、いわゆる重層的信用制度の確立を意図していたのであった。両者間のこうした齟齬は、フランス銀行の具体的活動を巡って顕在化していくことになるが、更に、いわゆる発券独占か発券放任かという論争として、その後、長く論議されることになるのであった。

だが、フランス銀行は、かかる銀行構想上の統一性という問題を残しながらも、実際には、きわめて限定された流通範囲の銀行としてその活動を開始することになったのである。すなわち、フランス銀行は、その業務を三人の署名付き手形の割引き、預金設定、一覧払い銀行券発行に

#### 64 フランス銀行と県発券銀行に関する覚書

置き、特に、手形割引に関しては、支払能力のある三人の署名付き、90日以下の支払期限の手形に限定し、そのことによって、現実的にはパリの大金融業者である高等銀行と結びついた大商人や大産業資本家に対してのみ信用供与を行うという結果を生んだのである。こうして、抬頭しつつある産業資本一般への、豊富かつ安価な信用供与というナポレオン一世の意図からは程遠い存在となってしまったのである。ちなみに、銀行券発行に関しては、1803年4月14日法によって同銀行の定款が修正され、同銀行のパリでの発行独占権の付与(第30条)、地方銀行設立に対する政府の認可制、更に、認可された地方銀行に対してのみ銀行券発行を認めること等が規定された。但し、かかる地方銀行の銀行券発行が認められたとはいえ、発行限度額が定められ、銀行券のパリ以外での印刷が禁止される(第31条)など、厳格な内容のものであった<sup>(7)</sup>。このように、フランス銀行の活動がきわめて限定されたことは、他面では、地方における多種多様な銀行設立を惹起する結果をもたらしたともいえよう。

ともあれ、発券独占か発券放任かも含め、フランス銀行の位置づけに対する不一致は、その支店政策にも影響を及ぼすことになった。フランス銀行の支店は、第一帝政期にリヨン、ルーアン、リールに設立されたが、王政復古期には、フランス銀行臨時総裁ラフィットの地方分権主義により地方支店が廃止され、フランス銀行の行動範囲がパリにのみ限定されていったのである<sup>(8)</sup>。その結果、政府公債や株式・社債の引受け発行、金取引など国際的金融業者として活躍していた高等銀行の本拠地パリと、地方との間で、一方には潤沢な貨幣と信用の集中、他方には、その涸渇状態、—M・レビュイ＝ルボワイエがいみじくも「多くの地域において、信用は(1830年頃)依然として無意味な話にすぎない」<sup>(9)</sup>と述べているような、—という図式が固定化され、かつ両者の落差はますます拡大する結果となったのである。

このようなフランス銀行の支店政策の変遷に加えて、同銀行の厳格な

手形割引条件は、既に指摘したように、とりわけ、高等銀行と密接な関係を持つ大産業資本家の手形のみが割引かれるという事態を生み、中小産業資本家や地方の産業資本家の手形割引は、専ら高利貸的金融業者或いは地方の弱小な個人銀行に委ねられることになった。その結果、彼らは常に高い利子率と資本不足に悩まねばならなかつたのである。例えば、地方における高金利状態はきわめて深刻であり、パリ、リヨン、ボルドーその他大都市では、通常4%程度の利子率であったが、多くの地方都市では7~9%，農民に対しては20~30%という状態であった。このような現状の打開策として、王政復古後、地方での銀行設立気運が俄に熱を帯び、1817年から1838年にかけて県発券銀行が、ボルドー、リヨン、マルセイユ、リール、ルアーブル、ツールーズ、オルレアン、ナント、ルーアンなどの9地方都市で設立されることになったのである。

このような地方での銀行設立気運の盛り上がりは、1820年頃から顕著な展開をみた産業革命の進展に促迫されたものと規定することができるが、フランスにおいて近代的銀行制度が如何なる歴史的経過を辿って確立していくことになるのか。次項では、ベルトラン・ジエユの著書にそって、地方での銀行設立に対するフランス銀行の対応、或いは、県発券銀行の具体的展開等の紹介と分析とを行い、フランス独自の銀行制度の形成過程を考察していくことにする。

### III. フランス銀行と県発券銀行

#### (1) ルアーブル銀行

県発券銀行は、ルーアン銀行、ナント銀行、ボルドー銀行の設立を機に、これら諸行の成功が地方での銀行設立気運に拍車をかけるという経緯で登場してきた。パリに最も近い港町であるルアーブルでも、フランス銀行支店の設立調査に触発される形で、独自の銀行設立計画案が提出

## 66 フランス銀行と県発券銀行に関する覚書

されることになり、1838年資本金400万フランでルアーブル銀行が設立された。

同銀行は当初、次のような定款のもとで認可申請を行った。——①匿名会社の準備資金の預託、それに対する利子支払い、②随意に増資する権限、③支払期限3ヶ月以上の手形の割引き、④「第3番目の署名付き」を工業証券担保で置換すること等——。かかる定款内容から同銀行が遊休貨幣資本の積極的吸收、それを梃子とした手形割引条件の緩和化によって、地方の脆弱な中小資本家の資本需要に応えていこうとする意図を見取ることができる。しかし、現実には、フランス銀行の拒否に遇い、ルアーブル銀行はフランス銀行と類似の厳格な定款の採用を余儀なくされたのである。しかし、一時的に妥協を受け入れたとはいえ、同銀行は操業開始以来、厳格な定款が地方の現状に合わないことを痛感させられ、再度、次のような定款の修正を申請するに至った。（前述の定款と重複する項目もあるが列挙する）——①匿名会社の準備金預託に対する利子支払いの権限、②支払期限120日以上の手形の割引き、及び事実上の住所を仮住所に代える権限、③「第3番目の署名付き」を、定款で明記された有価証券の他に諸会社の株式を担保として受け取ることで代替すること。④当座預金開設を許可する預金者の住所を、50km範囲に拡張すること、自行発行約束手形の金額の上限を設けないこと、⑤自行理事に義務付けられた株式所有額の切り下げ、⑥パリでの約束手形の支払いなど。

しかし、上述の申請は、またしても拒否されたのであった。このようなフランス銀行の厳格な規制は、県発券銀行の活動を極端に制限されたものとし、特に手形割引に関しては、パリと、その他一ヶ所の地方宛手形の割引しか認められなかつたのである。かかる事態の中で、県発券銀行はフランス銀行との対決をより鮮明化させつつ県発券銀行間の連帯を強め、1841年以降、公立銀行（フランス銀行の支店或いは県発券銀行）

の存在するあらゆる地方宛手形の割引を許可するよう、政府に再三要請するに至った。しかし、県発券銀行の権限拡大、新銀行の創設、既設銀行間の取引の進展等に対するフランス銀行の危機意識に妨げられ、こうした要請も実現されるに至らなかったのである。

ともあれ、ルアーブル銀行は当初の計画からみれば、きわめて制限された形態で操業を開始することになったが、手形割引率の安定化及び引下げという点では、地方における高い割引率の是正に一定程度貢献したといえる。ちなみに、同銀行は、ルアーブル宛手形、パリ宛手形、ルーアン宛手形を4%で割引いた（1839年恐慌等によって一時中断を余儀なくされた時期もあったが）、また、銀行券発行高は、1838年1,588,500 フラン、1943年3,349,000 フラン、1847年4,851,000 フランと着実な増加をみ、当座勘定高は、1838年181,160 フラン、1840年938,192 フラン、1844年968,267 フランであった。当座勘定制度は、銀行活動の制限が基にして他の県発券銀行と同様、それ程顕著な発展を示さなかった。

このような着実ではあるが緩慢な銀行業務の展開は、1820年代以降産業革命を経験しつつあったとはいえ、いまだ資本蓄積の脆弱な段階にあったフランスにおいて、フランス銀行の定款で示されたような厳格な手形割引条件を満たすことのできる産業資本はまだ少数であったという現実の反映とみることができる。それ故、公債や株式・社債への投資、手形割引や各種の貸付、紙券の発行等を設立目的に掲げた、いわゆる金庫式銀行が1830年代に簇生してきた背景として、地方の中小資本家に対する信用貨幣供給が依然として未解決の状態にあったことを挙げることができよう。

翻って、県発券銀行間の取引等の制限に端的に表現される銀行制度の総体的・有機的結合の欠陥は、商業信用→銀行信用→中央銀行信用へと信用制度が発展していく上で大きな障害を形成し、資本蓄積にとっての必要悪である金の節約要請に対する不徹底な対応を結果することになっ

## 68 フランス銀行と県発券銀行に関する覚書

た。こうした事態は、地方銀行をして恒常的な正金不足に陥らせ、多額の費用を要するパリからの正貨輸送を余儀なくさせたのであった。勿論、フランスにおける信用貨幣の未発展の要因として、1716年に設立されたジョン・ロウの「バンク・ジェネラル」や、1789年革命議会によって発行されたアッシャニア紙幣の経験が、国民の間に信用貨幣に対する根強い不信感を形成させていたことも無視できない要因といえよう。しかし、より直接的には、フランス銀行に代表されるフランス銀行界の保守性・閉鎖性に起因すると捉えることができる。

さて、ルアーブル銀行は、厳格な手形割引条件に伴う取引制限と、ルアーブルの大商人や軍需産業家の多くが直接パリの大個人銀行と取引していたという事実とによって、貸付先のない、いわゆる過剰資本を抱え込む結果となり、必然的に過剰資本を有価証券購入に振り向けていったのである。こうして、同銀行の手持有価証券高は1838年3,476,330 フラン、1841年6,194,346 フラン、1847年8,025,805 フランと増加していく。その結果、ルアーブル銀行は、1848年恐慌の発生、2月革命の勃発によって支払停止に陥り、最終的にはフランス銀行に吸収され、単なる支店として組織変えされたのであった<sup>(10)</sup>。

### (2) リール銀行

フランス北部工業地帯、リール地方における最初の銀行は、1811年資本金200万フランで設立されたフランス銀行の支店であった。しかし、このリール支店の活動は恒常的な赤字による営業不振によって短命なものに終わり、1814年に閉鎖された。かかる仏銀支店の閉鎖以後、この地では1814年から1835年にかけて、銀行設立の試みはみられなかつたが、1835年以降の急速な経済発展によって銀行設立気運の盛り上がりをみたのである。

リール地方は1914年にはフランスの石炭生産量の4分の3を産出していいたように、当時この地での躍動的な経済発展は専ら石炭産業に対する

巨額の投資に起因していた。かかる経済発展にとって大きな阻害要因が、信用の極端な収縮であった。すなわち、農産物（特に甜菜）の収穫時における信用逼迫が割引率の高騰を惹起し、こうした割引率の激しい季節的変動は、資本運動の障害となっていたのである。このような状況を開拓し、割引率の安定を確保するために、銀行の必要性が認識され、1836年県発券銀行リール銀行が設立された。同銀行の定款は、他の県発券銀行のそれと同様、厳格なものであった。定款内容は概ね次のとおりである。パリ、ルーベ、トゥルコワンの三都市宛手形の割引、貴金属やフランス公債への融資、リール宛手形の無報酬取り立て、額面1,000 フラン、500 フラン、250 フランの銀行券のリールでの独占的発行——銀行券発行高は県会の自由裁量に委ねられたが、銀行券の累積残高と当座勘定の貸方残高の合計額は、金準備高の3倍を越えることはできない——。

折悪しくも、リール銀行の設立当時、フランス全土は綿花危機に襲われていた。繊維工業と商業の中心地でもあったリール地方では、その惨禍は特に厳しく、1837年3月には、ジャガード織機3,866機のうち、たった618機のみが稼動するという惨憺たる状態であり、破産も続出していた。加えて、1838年恐慌の発生は多額の資本投資がなされていた石炭産業においても連鎖倒産を続出し、繊維産業・石炭産業といふいわゆる基幹産業の衰退を必然化させたのであった。

かかる経済環境の悪化にも拘わらず、同銀行の割引総額は1837年6,090,497 フラン、1839年21,830,487 フラン、1840年22,453,345 フランと着実に増加し、銀行券発行高も1837年670,000 フラン、1839年3,018,750 フラン、1843年4,030,500 フラン、1847年4,623,000 フランと推移している。こうした数字は、同銀行がリール地方の産業発展に必要な信用貨幣を着実に供給し、安定した地位を確保していたことを物語ると共に、他面では、その発展テンポの緩慢さは厳格な割引条件が桎梏となっている

## 70 フランス銀行と県発券銀行に関する覚書

ことを想起させるものである。また、割引総額の中味を検討すると、近隣諸都市であるルーベ、トゥルコワソ宛手形の割引は、割引総額中きわめて僅少な割合しか占めず、反対に、パリ宛手形の割引は年を追って大きな割合を占めている。例えば、1844年のパリ宛手形の割引高は、割引総額の3分の1に達し、1847年には2分の1にまで達している。従つて、このことから、地方の中小産業家への安定的かつ安価な貨幣供給という同銀行設立当初の目的が、次第に脇に押し遣られ、パリのオート・バンクと結びついた大産業家のパリ宛手形のみが割引かれるという方向に軌道修正を余儀なくされたことが看取できる。

ともあれ、リール銀行設立を機に、北部フランスでは銀行設立に弾みがつき、いわゆる金庫式銀行が続々と設立されていった。——1838年資本金1,000万フランでバランシェンヌ商工金庫、同年資本金600万フランでバランシェンヌ銀行、1848年資本金500万フランで北部商業金庫、同年資本金400万フランで北部工業金庫等。しかし、このような活発な銀行設立気運も、1848年恐慌に遭遇する中で終止符を打たれ、リール銀行はフランス銀行の支店として吸収されていったのである<sup>(11)</sup>。

### (3) リヨン銀行

リヨンは、16世紀にフランソワ一世が絹工業を興して以来、その中心地として、また、大商業都市として発展してきた。フランス全土に銀行網を張り巡らし、信用制度の中央集権化を図ると共に、産業資本への安価な貨幣供給を確立せんとしたナポレオン一世によって、この地にフランス銀行の支店が設立されたのは1809年であった。フランス銀行リヨン支店は資本金600万フランで操業を開始したが、当時リヨン地方では当事者間での決済が商慣習となっており、銀行サービスを受けることが稀有であったため、いわゆる商業信用の銀行信用による代位である銀行券流通は、きわめて限定されたものでしかなかった。

さて、1810年恐慌の勃発、そして、その克服過程で、ナポレオン一世は正金不足による信用連鎖の中斷を回避するために、金の出動ではなく、信用貨幣供給による恐慌克服を模索し、フランス銀行券の増額発行という措置を採用した。こうして、リヨン支店にも1810年、1811年に額面250 フランのフランス銀行券600万フランが送られてきたが、リヨン地方は、前述したように、商業流通においても銀行券の流通範囲がきわめて限定されたものであったこと、加えて、銀行券を紙幣と同一視する信用貨幣に対する不信感を払拭できていなかったために、かかる政策は恐慌に対する強力な対応とはなり得ず、恐慌の打撃から立ち直ることができないまま同支店は経営危機に陥り、王政復古後、即刻廃止されたのであった。かかるナポレオンの政策は、フランス銀行が政府の銀行としては勿論、銀行の銀行としても未確立の段階において、すなわち、フランス銀行券が「現金化」されていない段階において同行銀行券を金に代えて流通させようとした点で、時期尚早の政策であったといえよう。リヨン支店の廃止以後、再度フランス銀行の資本参加による銀行設立が試みられたが、失敗に終っている。こうした銀行設立の困難さは、公的銀行に対する根強い偏見と、リヨン地方における資本の豊富さ、その低い利子率に起因していた。

しかし、1830年代以降の産業革命の急速な進展は、この地においても信用貨幣の一層強力な供給の必要性を認識させ、1835年資本金200万フランで県発券銀行リヨン銀行が設立されたのであった。

同銀行の特徴は、とりわけ、その定款でパリ宛手形の割引を拒否した点にみられる。当時、リヨンの絹織物業者は、パリ宛手形の割引を通じて国際的金融業者である高等銀行と結びつき、国際的金融市场パリで潤沢な資金入手していた。従って、リヨン銀行は、かかる大産業資本家ではなく、むしろ、産業革命の進展によって新しく勃興しつつあった中小の産業資本家に対する信用貨幣供給を、敢えて企図したものであると

## 72 フランス銀行と県発券銀行に関する覚書

いえる。さらに加えて、パリ宛手形を割引対象外にしたことは、他の県発券銀行を苦しめていた、費用のかかるパリからの正貨輸送負担の回避を意味するものであった。

同銀行はその主たる目的を割引率の安定化と引き下げにおき、割引率を3%に維持固定した。当時、フランス銀行の割引率は4%，ボルドー銀行は5%であり、同銀行のそれはフランスにおいて最低の割引率であった。しかし、リヨンでは絹取引の性格上、正金の流出入の季節的変動が激しく、かかる独特の資金循環の中で割引率を3%に固持することは至難の業であった。必然的に、同銀行は手形割引条件の厳格化、割引総額の引き下げ、手形の支払期限の短縮化等を余儀なくされ、結果的には、その意図に反し弱小な中小資本を締め出すことになったのである。また、パリ宛手形を除外することで正金輸送費を免れたはずの同銀行ではあったが、1836～1837年の恐慌に遭遇し、思いもかけず正金不足に悩まされるといった不測の事態に落ち入ったのである。同銀行は3%の割引率を維持するために手持ち国債を担保として、1838年サンティエンヌ・フランス銀行支店から1,300万フランの借入れを行い、辛うじて窮状を脱することができたのであった。かかる経緯をみる限り、産業資本の育成に果した同銀行の役割を過大評価はできないが、銀行券発行残高、或いは当座勘定残高とも他の県発券銀行に比較して顕著な増加を示していることからみて、同銀行が一定の貢献をなしたことは確認できる。ちなみに、銀行券発行残高は、1837年8,003,750フラン、1839年11,138,750フラン、1841年15,548,750フラン、1843年16,953,000フラン、1845年20,755,500フラン、1847年21,201,750フランと着実に増加しており、当座勘定残高は当初は他の県発券銀行のそれと同様、緩慢な動きであったが、1840年代後半以降、顕著な増加をみせ、1837年4,109,615フラン、1845年13,189,797フラン、1847年17,148,812フランとなっている。かかる推移は、この地での産業発展の急速な展開とリヨン銀行の定着ぶりを

如実に物語っている。

さて、リヨン銀行がいわゆる単一銀行制度か複数銀行制度かといった論争との関連で、どのような銀行構想を持っていたのかを最後に触れてみよう。リヨン銀行総裁デラアンテは次のように述べている。「フランス全域におよぶ正金と紙幣流通の絶対的主人である単一銀行の存在は測り知れない危険をもたらすことになろう。なぜなら、もし信用逼迫の時期が単一銀行に打撃を与えたとしたならば、その結果、フランス全土は同時的かつ増幅された形で打撃を受けることになろう。一方、自己資本で構成され、厳格な定款によって管理された独立した諸銀行は、限定されたサイクル内でのみ行動し、あらゆる場合に短期的な地方的恐慌を惹起するに留まるであろう。従って、その他の銀行は動搖させられることはないであろう」<sup>(12)</sup>。かかる見解は県発券銀行に共通の認識と捉えることができる。従って各地における県発券銀行の設立が、即、近代的銀行制度確立への大きな飛躍を意味するものと規定することはできない。

ともあれ、フランス銀行と県発券銀行の対立は様々な局面で表面化していくが、最終的には、1848年臨時革命政府の3月15日付政令によって、県発券銀行はフランス銀行支店として吸収されていったのである<sup>(13)</sup>。

#### (4) マルセイユ銀行

前述したように、王政復古以後、フランス銀行が支店削減政策を採用したこともあり、地方において銀行設立気運の急速な盛り上がりがみられた。その第一波は、ルーアン銀行、ナント銀行、ボルドー銀行が設立された1817～1820年であり、第二波は1830年以降と捉えることができる。

マルセイユでは「ディスピジュール」と呼ばれる商人兼銀行業者が主に手形業務に携わっていたが、資本額の僅少さ故に割引率の急激な変動を余儀なくさせていた。また、マルセイユは、他の地方と同様に、対外

#### 74. フランス銀行と県発券銀行に関する覚書

国及び対パリの支払超過に帰因する正金不足に恒常に悩まされていた。かかる事態打開のために、マルセイユにおいても幾つかの銀行設立案が提出されたが、最終的に、1836年3月15日資本金400万フランで県発券銀行マルセイユ銀行が設立されたのである。同銀行の創立者には、マルセイユの代表的な商業会社、銀行業者或いは製造業者などが名を連ね、マルセイユの産業資本家の期待を担って設立されたことが看取できる。

同銀行の取引に関しては、マルセイユ宛及びパリ宛手形の割引が大きな比重を占めていたが、かかる取引形態の同銀行にとって大きな試練が、設立後間もなく訪れたのであった。それは、一つには、フランス銀行の支店設立という強力な競争者の出現であった。フランス銀行は従来の政策を翻して、1835年以降支店拡張政策に転じたが、マルセイユ地方においても、マルセイユ銀行とトゥールーズ銀行の中間地点にあるモンペリエに支店を設立したのであった。このようなフランス銀行支店設立に対抗して同銀行は従来のパリ及びマルセイユ宛手形に加えて、マルセイユと恒常的な取引関係にあったトゥーロンとリヨン宛手形の割引をも手掛けるといった活動領域の拡大に踏み切った。

同銀行にとっての二つめの大きな試練は正金流出であった。マルセイユでの正金流出の要因には、絹収穫時における需要、香油の購入時における需要、エジプトからの綿花購入時の需要等を列挙できるが、かかる基本的要因に偶發的要因が重なり、このような正金流出は同銀行の円滑な発展にとって最大の桎梏であった。正金流出は同銀行の手持準備金の減少を招き、その意図に反して手形割引率の引き上げ、割引条件の厳格化、割引総額の縮少といった措置を余儀なくさせ、銀行券発行額の突然の収縮を必然化させたのであった。

かかる諸困難を抱えながらも、同銀行は総じて着実な発展を示した。その足跡を銀行券発行残高にみると、1836年4,663,500フラン、1839年

9,659,750 フラン, 1841年 11,479,500 フラン, 1844年 13,704,500 フラン, 1846年 16,375,000 フラン, 1847年 24,016,000 フランと推移している。マルセイユ銀行の発展は、この地での信用貨幣に対する産業資本の旺盛な需要を物語るものであるが、ただ、同銀行が、かかる需要に十全な形で応じ得たとは言い難く、新たな銀行設立による需要の充足が追求されたのも事実であった。例えば、1838年マルセイユ割引銀行、1846年マルセイユ中央商業銀行が設立されている。特に、マルセイユ割引銀行はいわゆる金庫式銀行であり、その発展には目覚しいものがあった。同銀行は、いわばマルセイユ銀行の活動領域の間隙を埋める形で発展したのである。すなわち、マルセイユ銀行に一覧払銀行券の発行独占権が付与されていたため、マルセイユ割引銀行は一覧後数日払いの銀行券を発行、更に、2人署名付き手形の割引き、支払期限1年未満の手形の割引き、有価証券或いは商品担保付きで1人署名付き手形の割引き等といった手形割引条件の大幅な緩和を実施し、その結果、同銀行は、1839年に42,915,717 フランもの多額の手形割引を取り扱うまでに至ったのである。

ともあれ、1848年2月革命の勃発は、銀行制度を大混乱させ、1848年3月25日、県発券銀行券に強制通用力が付与されたにも拘わらず、結局、4月27日、マルセイユ銀行はフランス銀行の支店として吸収されていったのである<sup>(14)</sup>。

#### (5) ディジョン銀行

古くからパリと東部フランスを結ぶ交通の要衝の地として発展していたディジョンは、ボルドー地方と並ぶフランス最大のブドウ酒生産地であるブルゴーニュ地方の中心都市でもある。この地方はブドウ酒の他にも、牧畜や林業、そして軽工業の発展した地域であったが、その中心都市ディジョンには、弱小な経営基盤の個人銀行しか存在せず、手形割引

## 76 フランス銀行と県発券銀行に関する覚書

率は平均9～10%という高率な状態を示していた。1830年以降の急速な産業発展は、この地においても銀行設立気運を醸成した。前述のごとく、ディジョンはその近隣に工業や農業の発展した地域を抱えていたため——ブドウ酒醸造のボーヌ、定期市の開かれるシャローン・スル・ソース、鉄・穀物市場であるグレ——、かかる工業・農業地域の資本循環を円滑ならしめる媒介環としての銀行の必要性が認識されてきたものといえる。

そのような背景の中、1832年第一回目のいわゆるディジョン銀行設立案が提出された。この設立案では、零細資金をも含む遊休資金の積極的吸收およびその運用によって各種の産業発展に寄与することが高らかに謳われ、具体的には、ディジョン宛手形の低率での割引き、零細資金に対する利子支払い、法定利子での企業への貸付けなどが約束されていた。だが、かかる銀行設立案は日の目を見ることができなかった。しかし、銀行設立に対する要請は日を追う毎に強まり、1836年7月、二回目の試みとして、次のような定款が付されて再度申請されたのであった。

①資本金100万フラン（額面1,000フランの株式発行）②手形割引を主要業務とする。割引条件は、支払期限4ヶ月以下、3人署名付き手形——但し、少くとも1人はディジョン市の商人の署名、或いは、本行支店員の署名とする——、または、銀行の株式或いは公債の担保付きの場合、2人署名付き手形とする。③ディジョン、パリ、リヨン、グレ、シャローン・スル・サロン、ラ・コート・ドール宛手形を割引く。④銀行券発行高は当座勘定残高と手持現金の合計額の3倍を越えてはならない。⑤利子付き、或いは無利子での当座勘定の開設、⑥預金を担保とした融資など。

同銀行の認可に関しては、2年間も未発令の状態で難航し、漸く政府の最終的見解が示されたのは1838年7月になってであった。その内容は、当座勘定に対する利子支払いの不認可、パリ及びリヨン以外の地方

宛手形の割引の不認可という厳しいものであった。また、フランス銀行も政府と同意見であり、特に、同銀行の支店設立申請に関しては、支店設立はフランス銀行にのみ属する権利であると捉え、さらに、公立銀行での当座勘定開設やその銀行券での支払いは県発券銀行間での連帶や、いわゆる危険な同盟に帰着するものとして特に警告を発していたのであった。このような政府及びフランス銀行の見解は、同銀行の設立案を実質的に骨抜きにするものであり、同銀行草案者たちの活発な反論にも拘わらず、結局、完全な譲歩を強いられる形で、1839年8月4日ディジョン銀行の設立が認可されたのである。認可された定款は次のような内容であった。①ディジョン宛手形、パリ宛手形、リヨン宛手形で3人署名付き手形の割引き、——そのうち1人はディジョン市の住民でなければならない。②手形の支払期限は3ヶ月を越えてはならない。③当座勘定は無利子である。④フランス銀行銀行券とリヨン銀行銀行券をのみ受け入れる等。

このように、漸く漕ぎ着けた認可にも拘わらず、ディジョン銀行は實際には設立されることはなかった。認可が下りた1839年という年が、不運にも、フランス全土で恐慌が荒れ狂っていた年であったことも一因であったが、基底的には、銀行定款にみられる完全な譲歩が、草案者たちの失意を決定的にし、銀行設立を断念させたものと捉えることができる<sup>(15)</sup>。

#### (6) アルサスでの信用問題

繊維工業の盛んなアルサス地方では、産業資本家は専ら、いわゆる自己金融による資本蓄積を一般的形態としており、銀行業務は大商人が、いわば、その付属的機能として担っていた。また、比較的巨額の資本投資を必要とする工業投資に関しては、サグリオ家やウマヌ家といった大個人商会が主に携わり、主要な製糸会社、織物会社、鋼鉄会社、機械建

## 78 フランス銀行と県発券銀行に関する覚書

設会社、製糖会社等の株主には、かかる大個人商会が大株主として名を連ねていたのである。このように、従来、アルサス地方における産業発展は、殆んど外部からの資本導入を俟つこともなく、また、銀行信用にも依存せずに展開されてきたのであった。勿論、アルサスの産業資本家が貸付や手形割引をパリの高等銀行に依頼した例は存在していたが、きわめて限定された事例で、一般的とはいえなかった。

このように、いわば充足された金融環境にあったこの地において、銀行設立が切実なものとして意識されたのは、1825年恐慌の席捲に遭遇してであった。1825年恐慌は、アルサス最大の個人商会メヌ家をはじめ、幾つかの個人商会を倒産に追い込み、また、多数の織機を操業停止状態にすることによって繊維産業に壊滅的打撃を与えたのである。かかる惨状に直面し、その危機を乗り切るために、アルサスの産業資本家たちは、1828年、パリの高等銀行から成るシンジケート——ラフィット家、ロスチャイルド家、フル家など——に500万フランの救済融資を申し入れるという前例のない行動をとった。こうした外部資本の導入という経験に加え、アメリカでの1837年恐慌に端を発する1839年ヨーロッパ恐慌の勃発に再び直面することによって、信用制度の不十分さが再認識され、銀行設立気運が俄に明確な形をとって出現することになったのである。

しかし、アルサス地方では、かかる銀行設立気運が独自の銀行設立運動として具体化されずに、むしろ、折りしも支店拡張政策に転じていたフランス銀行の支店誘致という形態をとって進行していったのである。こうして1843年、産業中心地ミュルーズへのフランス銀行の支店設立が決定され、ついで、商業中心地ストラスブルグにも支店設立がなされ、アルサス地方での信用貨幣供給はフランス銀行支店によって担われることになったのである<sup>(16)</sup>。

## Ⅳ. おわりに

産業革命を経験しつつあった揺籃期の産業資本は、高等銀行を中心とする金融独占に対抗する形で、地方において様々な銀行設立運動を展開した。そのような時代の中で登場してきた県発券銀行も当初は、かかる産業資本の旺盛な信用貨幣需要に応えるものとして位置づけることができる。しかし、自己防衛的姿勢を強化していたフランス銀行との抗争の中で、次第に県発券銀行は当初の設立意図とは掛け離れた存在となってしまったのである。このことは、フランス銀行と同様の厳格な手形割引条件の採用という事実に象徴的に示されるのであるが、最終的には、いわゆる優良手形である「パリ宛手形」の割引に偏した銀行となってしまったのである。こうして、同銀行の緩慢な発展はいわば運命づけられていった。何故ならば、フランス経済が産業革命によって急速な発展を経験しつつあったとはいえ、いまだ資本蓄積の脆弱な段階においては、かかる厳格な手形割引条件を満たすことのできた産業資本はきわめて僅少であったからである。

とはいっても、県発券銀行が、各地方における経済発展にある程度の貢献をなしたことは明白であり、同行銀行券は商業手形である「パリ宛手形」等に代位して流通し、銀行信用のより一層の展開がなされた。ただ、ここでいう「パリ宛手形」は、産業革命のなかで抬頭しつつあった広範な中小産業資本の信用貨幣需要に応えるものというよりは、むしろ、パリの高等銀行に代表される金融貴族とその金融的支援を受ける一部大産業資本の利益を代弁したものと捉えることができ、その流通は、こうした金融貴族の金融支配を強化するものと規定できよう。

「パリ宛手形」は中小産業資本にとって切実な問題であった信用不足・貨幣不足を解消する役割を担うものではなかった。従って、「パリ宛手形」に代位しての同行銀行券の流通は、フランス銀行——高等銀行——

## 80 フランス銀行と県発券銀行に関する覚書

県発券銀行といった系列化を、事実上押し進める結果をもたらすことになった。つまり、フランス銀行による県発券銀行の活動規制、同銀行の設立意図の形骸化は、同銀行を、いわゆる旧い金融体制の枠組の中に押し込めることになったのである。それ故に、かかる県発券銀行の展開は新興産業資本の要請に応えるものとはなり得ず、まして、産業資本の発展に対応した新たな金融再編成を迫ることなど、到底なしえるものではなかったのである。こうして、産業資本の発展を促進する近代的信用体系の確立は、かかる金融独占が真に打破される日まで引き延ばされざるをえなかつた。

さて、19世紀前半から19世紀中葉におけるフランス銀行の、かかる閉塞的な姿勢は、視点を変えれば、フランスにおける産業革命の緩慢性、すなわち、機械化や工場制移行の規模及びテンポにおける停滞性の反映とみることができ、産業資本の旺盛な資金需要が、信用制度の再編成を迫るまでに至っていなかつた証左と捉えることができる。本来は、資本の再生産運動にとって死重或いは足枷である金貨幣の排除、金生産の負担の軽減のための、いわゆる信用貨幣の導入が、フランスでは緩慢な進行をみたという事実は、フランス資本主義の総資本としての未確立、すなわち、国民的市場形成の未完成を意味している。それ故に、国内に散在する貴金属準備のフランス銀行への集中力の弱さは、いわば一国の貴金属準備の中央銀行への集中とそれを前提とした発行独占によって金準備を「物的限界ではあるが幻想的限界」として表象させる、いわゆる近代的信用制度の未確立を物語るものであり、フランス資本主義のダイナミズムの欠陥に規定された結果といえる。こうして、先進資本主義国イギリスで、いわゆる通貨論争の火蓋が切られていた19世紀前半の同時期に、フランスでは、専ら発券独占か発券放任かを巡る発券銀行の单一性・複数性の論争が展開され、更に、かかる論争が19世紀中葉以降も継続していくという結果を招いたのであった。

このような、フランス銀行の中央銀行としての地位の未確立は、きわめて雑多な種類の「パリ宛手形」を決済手段として機能させていた。ただ、地方で共通にみられた、こうした「パリ宛手形」の決済手段としての流通に、パリを中心とした国民的市場形成への端緒をみることもでき、かかる「パリ宛手形」の割引を通じて、フランス銀行が信用制度の中軸として金節約と豊富な信用貨幣創造を担っていく信用体系が形式的には整いつつあったとも捉えることができる。このような面に着目すれば、「パリ宛手形」の取引を媒介としたフランス銀行と県発券銀行の相互依存関係は、フランスにおける近代的銀行制度の確立——金→銀行券→預金貨幣→手形という逆倒ピラミッド型の信用制度——への自己展開の可能性を秘めたものと捉えられないこともない。だが、現実的には、フランス銀行が新興産業資本の要求に応えうる機構に変革されない限り、近代的銀行制度の発展が促進されることはなかったのである。

イギリスにおいては、イングランド銀行が1844年のピール銀行条例によって発行権を独占し、完全に独占的な中央発券銀行として自己を確立していったのに対して、フランス銀行がその発行独占権を全国的に確立するに至ったのは、1848年の強制通用力発動、そして、県発券銀行の合併吸収という経過を経た後であった。更に、同銀行銀行券の「国民的通貨化」＝「現金化」には、額面5フラン銀行券発行が認可された1871年12月29日付法律の発布を待たねばならなかつたのである。従ってフランス銀行銀行券の「国民的通貨」＝「法貨」としての地位が未確立の段階においては、フランス銀行と県発券銀行とのかかる相互依存関係も、いわば対立・決裂をつねに内包した脆弱な関係に終始せざるをえず、近代的銀行制度の確立、そして、その一層の発展に寄与していく結果にはならなかつたのである。ちなみに、県発券銀行の活動上の最大の困難は、恒常的な正金不足とパリからの金輸送費用の巨額さであり、このことが、県発券銀行の立場を常に不安定なものにしていたのであった。こう

## 82 フランス銀行と県発券銀行に関する覚書

して、県発券銀行の設立にも拘わらず、既に検討してきたように、地方経済は恐慌到来の度に正金不足(銀行券発行準備金減少)→銀行信用の急激な収縮→産業資本の価値破壊と混乱とに落ち入るのであった。

ともあれ、県発券銀行が抬頭しつつある産業資本の要請を受けて登場したにも拘わらず、きわめて限定された範囲での活動に終始したことは、総体的には、高等銀行を中心とした金融独占体制の維持を図るという結果をもたらしたのである。その結果、フランスにおいては、新興産業資本の要請に十全な形で答えうる新たな銀行が模索され、そうした試行錯誤の過程で、いわゆる金庫式銀行がフランス全域にわたって設立され、或いは、1850年代にはペレール兄弟のクレディ・モビリエが出現するという歴史的経過を辿ることになるのである。

こうして、最終的には、クレディ・モビリエの設立、そして、その挑戦を受ける形で、フランス銀行や高等銀行の構造改革が否応なく展開され、フランスは19世紀後半、漸く近代的信用制度をその掌中に收めることができたのであった。

### <註>

- (1) 原輝史『フランス資本主義』日本経済評論社、1986年、参照。
- (2) F. キャロン、原輝史監訳『フランス現代経済史』早稲田大学出版部、1983年、34頁。
- (3) 拙稿「フランス金融構造の史的展開——クレディ・モビリエ構想の理念と現実の推移を中心として——」(『北海道武蔵女子短期大学紀要』第5号)、「第二帝政とクレディ・モビリエ」(『北海道武蔵女子短期大学紀要』第11号) 参照。
- (4) 吉田静一『フランス重商主義論』未来社、1962年、参照。
- (5) P. Dupont-Ferrier, *Le marché financier de paris sous le Second Empire*, 1925, p. 24.
- (6) 土方保「発券銀行の展開と金融市场」(『金融経済』131号、1971年12月) 33頁。
- (7) 土方保、前掲論文、参照。
- (8) アンドレ・ヌリス、上杉聰彦訳『フランの歴史』白水社、1971年、69頁、辻山昭三、「制限選挙王政の時期におけるフランス銀行の性格」(『史学雑誌』第69編、

昭和35年), 土方保, 前掲論文, F. キャロン, 前掲書, 参照。

- (9) F. キャロン, 前掲書, 71頁。
- (10) Bertrand Gille, *La Banque en France au XIX<sup>e</sup> siecle*, Genève, 1970,  
pp. 19~34.
- (11) Bertrand Gille, *op. cit.*, pp. 35~43.
- (12) Bertrand Gille, *op. cit.*, p. 58.
- (13) Bertrand Gille, *op. cit.*, pp. 44~59.
- (14) Bertrand Gille, *op. cit.*, pp. 60~75.
- (15) Bertrand Gille, *op. cit.*, pp. 76~86.
- (16) Bertrand Gille, *op. cit.*, pp. 87~101.